

＜取消権の行使期間＞

問19 取消権の短期の行使期間を伸長する必要性はどのようなものですか。

(答)

1. 不当な勧誘を受けて契約を締結し、改正前の消費者契約法の取消権の行使期間である6か月間を経過してしまう消費者が一定数存在しています^(注)。

(注) 消費者庁実施（平成27年9月28日から10月13日まで）の「消費生活相談員に対するアンケート調査」において、アンケートに回答した消費生活相談員（984名）の約35%が「騙されて契約していたことに気付いたときから6か月以上経っていた」相談を、約12%が「不退去・監禁（退去妨害）から解放されてから6か月以上経っていた」相談を、それぞれ受けた経験があるという結果となっています。また、当該アンケートにおいては、すぐに相談してこなかった理由として、以下のような回答がなされています。

- ・事業者と交渉しているうちに6か月経過してしまった。
- ・相談先が分からずに6か月経過してしまった。
- ・事業者が怖くてこれ以上関わりたくないとして6か月経過してしまった。

2. そこで、不当な勧誘を受けた消費者をできる限り救済するため、取消権の行使期間を6か月間から1年間に伸長することとしたものです。